

行政代執行の完了について ～堤防に設置された不法工作物の原状回復～

阿南市住吉町の堤防上において、不法に設置された工作物に関し、不法工作物の撤去により原状回復する行政代執行を、昨日（令和3年1月5日）完了しました。

本施策は、四国圏広域地方計画「No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

国土交通省 那賀川河川事務所

問い合わせ先

国土交通省 那賀川河川事務所 TEL 0884(22)6592（直通）

774-0011 阿南市領家町室ノ内390

副所長（河川）

原田 隆史

（内線 204）

◎管理課長

南本 秀行

（内線 331）

◎主たる問い合わせ先

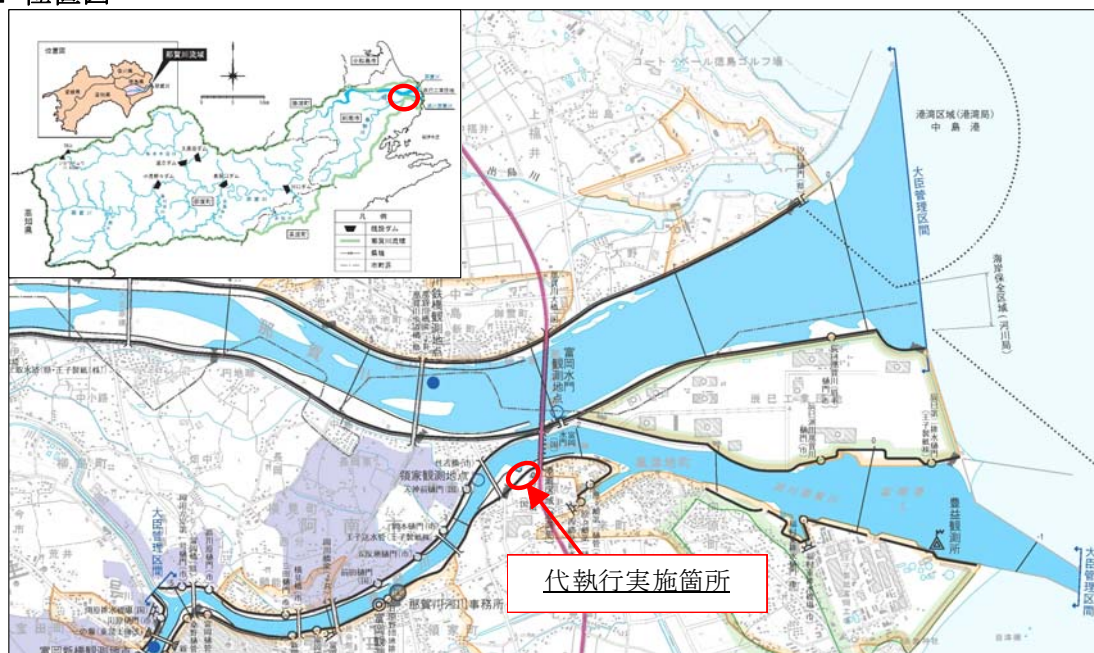
■ 代執行の実施理由

堤防上に不法に設置された工作物は、著しく公益に反すると認められるとともに、河川管理及び河川工事施工上支障となるため、原状に回復することが必要であると判断し代執行を実施しました。

〔実施内容〕

堤防上に設置された工作物の撤去 杭 : 27本
ロープ : 約136m

■ 位置図



■ 状況写真

〈実施前〉



〈実施後〉



■ 適用根拠法令〔行政代執行法 第2条第1項〕

法律により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。